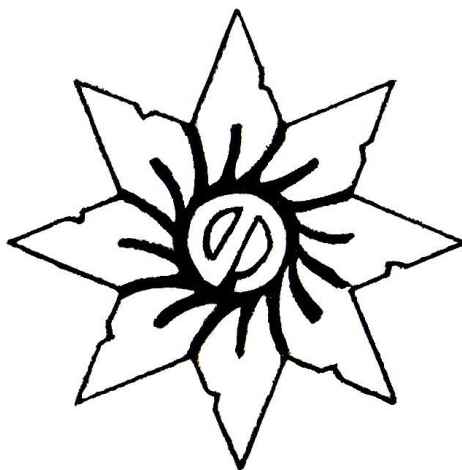


P T A の し お り



箕面市立萱野小学校 P T A

〒562-0014 箕面市萱野 2 丁目 7 番 4 0 号

T E L 072-721-3254

F A X 072-724-9693

萱野小学校校歌

小野 十三郎 作詞
野口 源次郎 作曲



き た や ま は み ど り に さ え て あ け そ め る せ か い の ま な か
と お う み は う し お に け む り あ ま そ か け る と も ら が の ぞ み

か ぜ た て ば さ わ や か に は う ら を か え ー す く す の き の た
ほ し ふ ら ば き よ ら か に よ ぞ ら の か し た ー の ふ る さ と の あ

か き か お り よ わ れ ら い ま あ と い よ つ と ころ ふ り そ そ ぐ
お き の づ ら よ わ れ ら い ま あ と い よ つ と ころ む せ か え る

ひ だ か り の な か に あ あ か や の か や の か や の し ょ う が つ こ う
い ち の な お い あ あ か か や の か か や の か か や の し ょ う が つ こ う

校 歌

一、
北山はみどりにさえて
あけそめる 世界のまなか
風立てばさわやかに 葉うらをかえす
くすの木の高きかおりよ
われら今あいよるところ
ふりそそぐ光の中に
あゝ 萱野 萱野

萱野小学校

二、
とお海はうしおにけむり
あまかける友らがのぞみ
星ふらば清らかに 夜空の下
ふるさとの青きのづらよ
われら今とび立つところ
むせかえる大地のにおい
あゝ 萱野 萱野

萱野小学校

箕面市立萱野小学校 P T A 規約

第一章 総則

- (名称) 第 1 条 本会は萱野小学校 P T A と称し、事務局を萱野小学校内におく。
- (目的) 第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して民主的教育環境の整備をはかり家庭、学校、及び社会における児童の幸せな成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
1. 教育に対する理解と会員相互の親睦及び教養を高めるための活動
 2. 地域社会と協力して児童の教育環境や社会生活の向上、及び国際理解を深めるための活動
 3. その他、目的達成のために必要と認められる活動
- (方針) 第 4 条 本会の活動は、次の方針により行う。
1. 児童憲章及び、こどもの権利条約の精神に即して児童の幸せのために活動する。
 2. 目的を同じくする他の団体・機関と協力する。
 3. 学校教育に対する協力、助言を基本とし人事管理にまで及ぶものではない。
 4. 政党、宗教、及び営利を目的とした活動は行わない。

第二章 会員

- 第 5 条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する校長及び教職員とし、すべて平等の権利と義務を有する。

第三章 会計

- 第 6 条 本会の経費は、会費その他をもって充てる。
特別会費の徴収を必要とする時は、総会で決定する。
- 第 7 条 会費は一家庭につき月額 3 0 0 円とする。但し、4 月と 8 月は徴収しない。又、家庭事情により考慮する。
- 第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 9 条 会費の収支については、会長の責任において会計が行う。

第四章 機関

- 第 10 条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
 2. 役員会
 3. 実行委員会
 4. 常任委員会
 5. 役員候補者指名委員会
 6. 特別委員会
- 第 11 条 それぞれの機関の招集については、会長がこれを行う。
- 第 12 条 選出された委員会の委員長及び委員は、会長が任命する。
- 第 13 条 総会はこの会の最高決議機関とする。
1. 定期総会
 - ・決算総会 各常任委員会の年間活動報告及び決算の承認
役員の承認及び会計監査委員の承認
その他の事項に関する審議及び承認
 - ・予算総会 役員及び委員に関する報告
年間活動計画及び予算の承認
その他の事項に関する審議及び承認
 2. 臨時総会 実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。
- 第 14 条 総会の日時、場所及び議題は、5 日前までに通知する。ただし、総会開催が困難な場合、書面決議をもって、総会開催の代わりとすることができる。
- 第 15 条 総会成立の定数は、全会員の 2 分の 1（委任状を含む）とする。
決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 16 条 役員会は、総会及び実行委員会の議決が円滑に実施されるよう随時開催する。
役員会は、会長・副会長・書記・会計及び校長・教頭で構成する。
- 第 17 条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、役員・地区委員長・学級委員会各学年長及び校長・教頭で構成する。
- 第 18 条 実行委員会は、原則として毎月 1 回開かれ、委員の過半数の出席で成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第 19 条 会長または実行委員の半数以上が必要と認めたときには、臨時の実行委員会を開くことができる。
- 第 20 条 実行委員会の任務は、次の通りである。
1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 2. 総会に提出する議案書を作成する。
 3. 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
 4. その他、重要事項を審議する。

第五章 役員及び委員会

- 第 21 条 本会の役員は次の通りとし、会員の中より選出する。
1. 会長 1 名 2. 副会長 3 名以下 3. 書記 2 名（但し 1 名を教職員とする） 4. 会計 2 名（但し 1 名を教職員とする）
役員の任期は 1 年とし決算総会の承認を得る。但し、再任は妨げない。
- 第 22 条 役員の選出は別に定める細則による。
- 第 23 条 役員の任務は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し内外の会務をつかさどる。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は、その代理を務める。
3. 書記は、本会の議事と活動状況を記録、発表するとともに通信事務を担当する。
4. 会計は、本会のすべての金銭収支を会計監査委員の監査を経て決算総会で報告する。
5. 役員に欠員が生じた場合、実行委員会ではかり、決定する。
- 第 24 条 委員会には、常任委員会、役員候補者指名委員会があり、各委員会の運営は、それぞれの委員長が行い、各委員の任期は一年とする。
常任委員会には、地区委員会・学級委員会がある。
- 第 25 条 地区委員会は、各地区より選出された委員で構成し、その他の常任委員会の委員は、各学級より選出された委員で構成する。選出方法については、別に定める細則による。
- 第 26 条 常任委員会の任務は次の通りとする。
1. 地区委員会は、児童の校外生活の安全及び指導につとめる。
又、会員及び地域に対しても相互の親睦を深め連携を強化する。
2. 学級委員会は、学校と家庭の連携に務め、担任と保護者との相互理解をはかる。また、健康に関する活動、会員及び地域に対して情報の伝達、意見の交換などにつとめる。

第六章 会計監査

- 第 27 条 会計監査委員は、2 名とし決算総会の承認を得る。
- 第 28 条 会計監査委員は、その年度の会計を原則として年 2 回監査する。

第七章 改正

- 第 29 条 規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

但し、改正案はあらかじめその内容を全会員に通知しておかなければならない。

第八章 補則

第 30 条 校長はその職責上あらゆる会合において発言できる。

- ・ この規約は、1977年5月21日より実施する。
- ・ この規約は、1982年4月27日より実施する。
- ・ この規約は、1991年 5月18日より実施する。
- ・ この規約は、1995年 5月19日より実施する。
- ・ この規約は、2019年 5月17日より実施する。
- ・ この規約は、2020年 7月 1日より実施する。
- ・ この規約は、2024年 5月 8日より実施する。
- ・ この規約は、2024年11月18日より実施する。

役員及び委員選出細則

第一章 総則

第1条 規則第22条・25条による委員及び委員選出は、以下の細則によって行う。

第二章 役員候補者指名委員会

第2条 役員選出の公正と円滑な事務を遂行するため、役員候補者指名委員会（以下、指名委員会という。）を置く。

第3条 指名委員会は、次の方法で選出されたもので構成する。

1. 地区ごとに選出された地区委員で構成する。
2. 教職員の中より2名。
3. 実行委員会（役員も含む）より若干名。

第4条 指名委員会は、代表指名委員3名を置く。

第三章 役員候補者の推薦について

第5条 指名委員会は、役員候補者の推薦指名に際し、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。

第6条 指名委員会は、少なくとも総会の5日前までに、推薦候補者を全会員に通知しなければならない。

第7条 役員の兼任は認めない。

第四章 役員候補者の指名について

第8条 指名委員会は、会長1名、副会長3名以下、書記2名（うち教職員1名）会計2名（うち教職員1名）を推薦、指名する。

第五章 常任委員会

第9条 学級委員は、各クラスから選出する。

1. 4月の委員選出日に全クラスの委員選出をする。欠席の場合は、委任状を提出する。
2. クラス男女関係なく4名選出する。補欠2名も選出する。
ただし、4クラス以上の場合、3名選出する。
3. 選出された委員は、学級委員会に属する。
4. 学級委員会は、各学年で学年長1名・副学年長1名を互選する。
5. 学年長6名の中で、学級委員長1名・副委員長1名を互選する。
6. 学級委員に欠員が生じた場合に、補欠委員は学級委員会の必要性に応じて対処する。

第10条 地区委員は各地区から選出する。

1. 2月の委員選出日に全地区の委員選出をする。欠席の場合は、委任状を提出する。
2. 地区男女関係なく各地区1名選出する。補欠1名も選出する。
3. 選出された委員は、地区委員会に属する。
4. 委員長1名と副委員長2名を互選し、代表指名委員とする。
5. 「コミュニティセンター萱野小会館管理運営委員会」の委員を互選する。
6. 地区委員に欠員が生じた場合は当該地区から補充する。
7. 地区の編成については、児童数の増減に応じて協議するものとする。

第11条 常任委員会について

1. 立候補、および他薦を優先する。自薦・他薦で決まらない場合は抽選とする。
2. 原則として、一子一回以上は、いずれかの委員をする（年度途中で補充された委員については一子一回とみなす）。
但し、会計監査委員は、その限りでない。
役員経験者（会長・副会長・書記・会計）は次年度以降、全子免除とする。
3. 次年度、PTA役員（会長・副会長・書記・会計）は除く。
4. 次年度の学級委員、地区委員の選出については、当該年度の学級委員、地区委員でそれぞれすすめる。
5. 第9条及び第10条に規定する各委員会の委員長及び学級委員会の学年長は、経験者の中から選出をしないものとする。ただし、本人の承諾があるときはこの限りでない。

第六章 会計監査委員の選出について

第13条 会計監査委員は、実行委員会の経験者から選出し、欠員が乗じた場合は対象者から補充し、実行委員会で決定する。

第七章 改正

第14条 この細則の改正は実行委員会において委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- ・この細則は、1995年5月19日より実施する。
- ・この細則は、2001年5月12日より実施する。
- ・この細則は、2001年10月11日より実施する。
- ・この細則は、2002年11月8日より実施する。
- ・この細則は、2008年3月1日より実施する。また、本細則第12条中の経験者とは、2007年度以降の経験者を対象とする。
- ・この細則は、2010年5月21日より実施する。また、本細則第10条の役員経験者とは、2010年度以降の経験者を対象とする。
- ・この細則は、2016年5月20日より実施する。

- ・この細則は、2017年1月14日より実施する。
- ・この細則は、2018年3月3日より実施する。
- ・この細則は、2019年2月2日より実施する。
- ・この細則は、2019年5月17日より実施する。
- ・この細則は、2020年2月 1日より実施する。
- ・この細則は、2022年2月 4日より実施する。
- ・この細則は、2023年5月 8日より実施する。
- ・この細則は、2024年11月18日より実施する。

P T A 弔費、見舞金内規

第1条 総則

この内規は、会員相互の信頼を深め、P T A本来の目的達成のために設ける。

第2条 対象

この内規を適用する対象者は、次の通りとする。

1. 本校に在学する児童、及び、その保護者。
2. 本校教職員、及び、その配偶者並びに教職員の一親等の親族。
3. その他役員会で必要と認めた者。

第3条 運用

この内規の運用は、次の通りとする。

1. 第2条の1. 2. 3. 項の弔事に対して、香料（一件5 0 0 0円）及び檜または、それに相当する物をおくることとする。
2. 本校児童、及び、教職員が1ヶ月を越える病気及び事故災害に対して、見舞金（一件3 0 0 0円）をおくることとする。
3. この内規による弔費、及び、見舞金に対して、「返し」は行わないこととする。

第4条 改正

この内規の改正は、実行委員会で議決する。

第5条 附則

この内規は、平成13年5月12日より実施する。

P T A同好会内規

第1条 総則

P T A会員は、P T A規約第3条に定められた会員相互の親睦及び教養を高めるため同好会を発足させ、これに参加することができる。

第2条 総括

同好会の総括は、実行委員会がこれにあたる。

第3条 発足

1. 同好会を発足させようとする時、発起人は、原則として5名以上の参加者を募り、その目的・氏名を添付して毎年2月末日までに会長に届け出るものとする。
2. 同好会は、実行委員会の承認を得て発足する。
3. 3月以降に同好会を発足した場合、当年度の同好会補助金は、実行委員会で決定する。

第4条 運営

1. 同好会は、その運営に要する経費の一部を補助金として受け取る事ができる。
同好会は、当該年度の終日まで活動続けることに努力し、月1回以上その活動を行うことを原則とする。
2. 同好会は、毎年、総会において、年間活動報告書及び補助金の決算報告書を提出する。
3. 継続活動しようとする同好会は、2月末までに氏名（在籍P T A 1名以上で、5名以上の構成とし、他の者の所属は問わない）を添付し、会長に届け出る。
但し、補助金は、在籍P T A数により実行委員会で決定する。

第5条 附則

この内規は、平成13年5月12日から実施する。

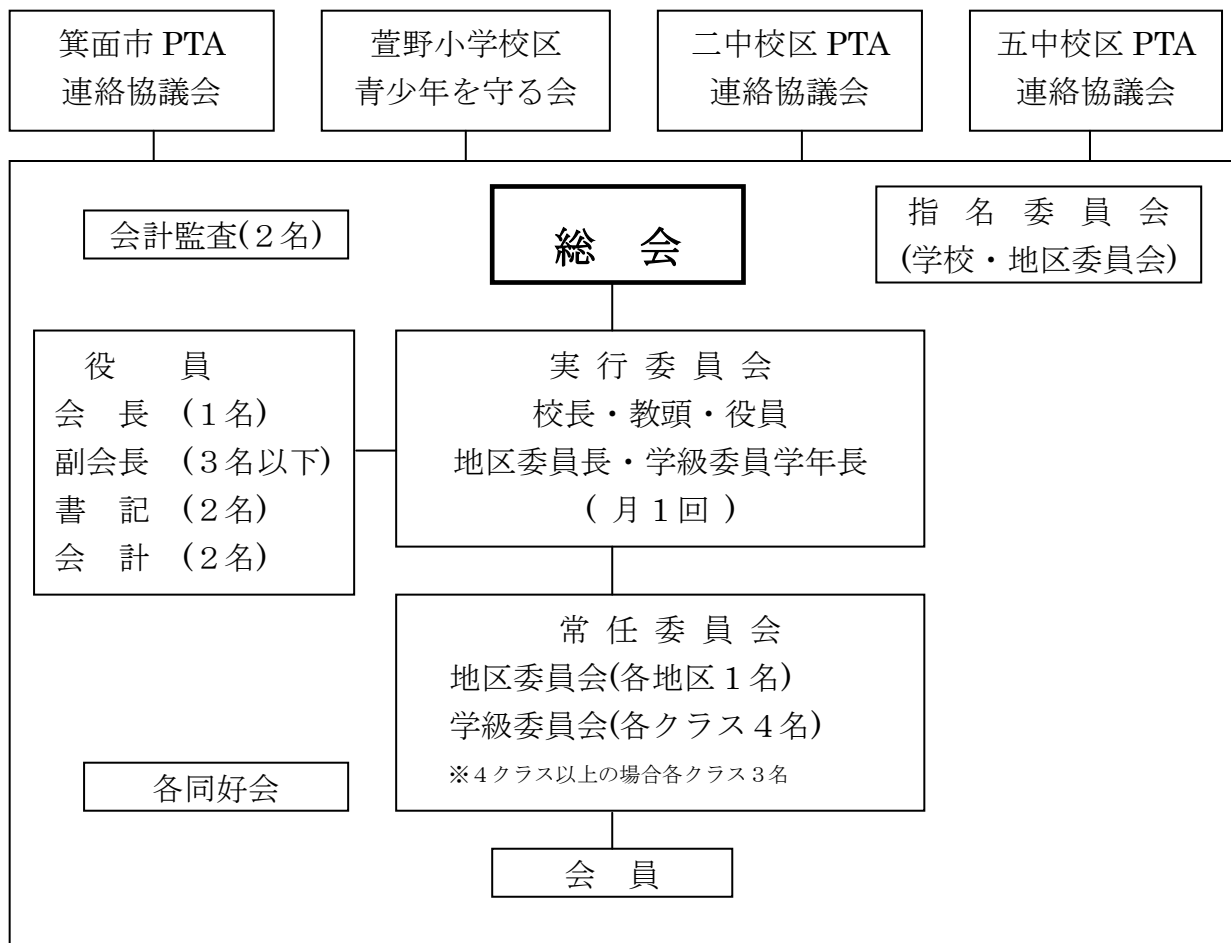
萱野小学校 P T A のしくみ

萱野小学校に在籍する 校長・教頭 及び教職員 児童の保護者の皆様には
(一家庭 300 円/月) P T A の会員になっていただいております。
萱野小学校 P T A に新しくご加入頂く皆様に会則と組織をご説明いたします。
本会の目的達成のための事業といたしましては次の通りです。

1. 会員の教育に対する理解と教育の向上
2. 会員相互の親睦
3. 学校教育の充実と環境の整備
4. 児童の校外生活の指導
5. 学校行事に対する協力
6. 会誌、会報の発行
7. その他

この事業を、各常任委員会で分担し行います。

【萱野小学校 P T A 組織図】



災害時の対応について

1 地震の場合

(1) 児童が在校時に大地震（震度 5 弱以上）が発生した場合、
保護者が迎えに来られるまで、子どもたちを学校で保護します。

- 子どもが学校にいる間に、大地震（震度 5 弱以上）が発生した場合は、ただちに授業を中止し、子どもたちに机の下にもぐるように指示するなど、身の安全を確保させ、揺れが収まってから、安全な場所（運動場）に避難誘導します。
 - 当日、保護者が不在の家に子どもを帰すことを避けるため、保護者が迎えにこられるまで、子どもたちは学校で保護します。保護者の方はできるだけ速やかに子どもを迎えに来てください。なお、交通機関がストップして保護者が自宅に帰れない場合は、昼夜を問わず迎えに来られるまで、お預かりします。
 - 一時避難は運動場に集まっていますので、運動場まで迎えに来てください。降雨や時間が経過した場合は、校舎内に移動している場合があります。その際は、学校からの一斉メールにてお知らせしますので、指定の場所まで迎えに来てください。
- ※この時、ご近所のお友だちと一緒に連れて帰らないでください。非常時の混乱を避けるため、お迎えはおうちの方に限らせていただきます。

(2) 登下校中に大地震が発生した場合の対応について

- ① 登校中の場合、ブロック塀や家屋の倒壊、落下物、道路の損壊などから身の安全の確保を最優先にして、学校に避難するよう指導します。
- ② 下校中の場合、ブロック塀や家屋の倒壊、落下物、道路の損壊などから身の安全の確保を最優先にして、自宅か学校に近い方に避難するよう指導します。
 - 登校中の場合は、自宅に極めて近い場所にいる場合を除き、学校に避難するよう指導します。
 - 下校中の場合は、自宅か学校に近い方に、ただし、自宅が留守の場合は、学校に避難するよう指導します。
 - 下校する際に地震が発生した場合、学校と自宅のどちらに避難すべきか、通学路の途中の目安となりそうな分岐点について、各ご家庭でも話し合っておいてください。
 - 避難にあたっては、通学路におけるブロック塀や家屋の倒壊、落下物、道路の損壊などから身の安全の確保を最優先するよう指導します。
 - 学校に避難した子どもたちについては、運動場に集合させ、点呼をします。

- 子どもたちは、保護者のかたが迎えに来るまで保護していますので、必ず迎えにきてください。
 - 子どもが自宅に帰った場合は、速やかに学校に連絡してください。（電話での連絡が困難な場合は、近所の方で協力し合ってメモ書きをし、代表が直接学校に知らせる等の対応をお願いします。）
- ③ 大地震（震度 5 弱以上）発生後の休校措置について、当日は臨時休校とし、翌日以降は、学校から授業再開の連絡がない限り休校とします。
- 授業の再開の連絡は、学校からの一斉メール配信により保護者の皆様にお知らせします。また市民安全メール※¹、タッキーみのお FM（81・6MHz）、市のホームページでもお知らせします。

※1 市民安全メールとは、防犯・防災に役立てていただくことを目的として、登録いただいた方に対し、子どもや市民の安全に関わる情報をパソコンや携帯電話にメール配信するものです。こちら是非登録してください。登録方法については、箕面市ホームページのトップ画面「防災・防犯」をご参照ください。

- 震度 5 弱以上の地震といっても、規模によっては、被害も少なく、学校施設の安全確認をすれば、学校活動が可能な場合もあれば、被害が甚大で多くの被災者が発生し、しばらくの間、休校措置をとらざるを得ない場合も考えられます。
- 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、学校施設や通学路、教職員の出勤状況等を勘案したうえで、翌日以降の登校の可否を決定することとし、登校が可能な場合は、学校からの一斉メール配信により、保護者の皆様にお知らせいたします。

【よくある質問について】

Q1 学校で子どもを預かるような事態になった場合、メールなどで連絡してもらえますか。
学校からの一斉メール配信による連絡を実施します。しかしメールが送信できない場合も想定されます。連絡がなくても、必ず学校に迎えに来てください。

Q2 学校のどこに子どもを迎えに行けばいいですか。
一時避難は運動場に集まります。運動場まで迎えに来てください。時間が経過した場合は、校舎内に移動する場合があります。学校の案内に従って避難場所まで迎えに来てください。

Q3 子どもを連れて帰る時に何か手続きはありますか。
子どもたちはクラス単位で集まっています。基本的に、担任が引き渡しの対応をしますので、必ずチェックを受けてから、連れて帰ってください。お預かりしている子どもの数が少なくなると、担任以外の教職員が引き渡しの対応をしていることもあります。その場合も必ずチェックを受けてから、連れ帰ってください。

Q4 交通機関がストップして、保護者が自宅に帰れない場合はどうすればいいですか。
深夜であっても、翌日になっても、迎えに来られるまで、お預かりします。

Q5 子どもを学童保育に預けています。学童保育利用中に地震が起きた場合、どうなりますか。

学童保育においても、教職員と協力し、学校と同様の対応をします。保護者の方は、可能であれば、速やかに子どもを迎えに来てください。保護者が迎えに来られない子どもについては、保護者が迎えに来られるまで、学校でお預かりします。

2 風水害の場合

(1) 休校や時程の繰り下げ等の「基準となる警報等」の種類

- ① 暴風警報、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）または各種の特別警報（特別警報は、その種類を問いません）
※大雨警報（土砂災害）は対象外です。
- ② 校区内に市の避難情報が発令されている場合
※市の避難情報…「高齢者等避難」「避難指示」

(2) 休校や時程の繰り下げ等の「基準となる時間」

- ① 午前7時の時点で、基準となる警報等が発令されている場合は自宅待機
- ② 午前7時から午前9時までの間に、基準となる警報等が解除された場合は登校
 - ・ 基準となる警報等が解除され次第、一斉メールにて、登校時間をお知らせします。安全に留意して、登校してください。
- ③ 午前9時の時点で、基準となる警報等が発令されている場合は休校

上記いずれの場合においても、校区内に市の避難情報のみが発令されている場合の自宅待機や休校等については、状況により随時教育委員会が判断します。

（判断が決定次第メールでお知らせします）

(3) 児童が在校中に基準となる警報などが発令され、下校困難な場合

- ・ 天候や周辺地域の状況を見極め、下校時間を早めて下校するか、暴風や雨がある程度おさまるまで学校で待機とするかを判断します。

◎ 荒天等により、非常時の対応をとる場合の学校からの情報発信は、「メール連絡」で保護者のみなさまにお知らせします。

◎ 登校あるいは休校の判断基準は上記のとおりです。学校への問い合わせの電話は、緊急時の対応ができなくなりますのでご遠慮願います。

◎ 下校が早まる可能性がある場合で、保護者のかたがやむを得ず留守にされる場合は、あらかじめ連絡先等をお子様に伝えておいていただきますようお願いします。

学校のきまり

学校生活を安全に楽しく過ごせるよう萱野小学校では次のようなルールで子どもたちを指導しています。保護者の皆様にもお知らせをいたしますので、ご家庭でも話し合ってくださいようお願いいたします。項目3の持ち物については特にご注意ください。

1. 安全に関わって

- ① 登校時間は、8：10～8：20を到着目安時間としています。

時間を守って登校しましょう

- ② 学校を休む時は、**8：15までに**学校に tomoLinks にて連絡をしてもらいましょう。

(8：15以降は担任が確認できませんので電話にて連絡ください。)

- ③ 一度学校に来た後は、勝手に校外に出てはいけません。用事があるときは必ず先生の許可をもらいましょう。

- ④ 学校が安全・安心な場所となるように、先生と相談してルールを話し合いましょう

- ⑤ ベランダ・教材庫・非常階段へは、用事のある時に先生の許可をもらって入りましょう。

- ⑥ 最終下校時刻は **3月～10月は午後4時45分 11月～2月は午後4時30分** です。

- ⑦ 登下校は、通学路を通して帰りましょう。

- ⑧ 家に一度帰ってから、遊びに行きましょう。出かける時は家の人に「何処で」「誰と」遊ぶのか、「何時頃」帰るのかを伝えてから遊びに行きましょう。学童の放課後開放に残る人は、必ずおうちの人に伝えておきましょう

- ⑨ 学校に来る時は、自転車に乗ってこないようにしましょう。

- ⑩ 子どもだけで校区外に出かけません。やむを得ず出かける場合は必ず保護者の許可をもらいましょう。(キューズモールもふくむ)

2. 校内での約束

- ① 校舎内について

- ・廊下やワークスペースは静かに歩きましょう。また、右側通行をしましょう。
- ・安全を考えて、窓やベランダから体を乗り出して、下をのぞかないようにしましょう。
- ・放課後、子どもだけで教室やワークスペースに残らないようにしましょう。

- ・下校時刻後、忘れ物などで校舎内に入るときは職員室にいる教職員に声をかけて入りましょう。

② 運動場について

- ・職員室のベランダに使用禁止の赤い旗が出ている時は、運動場は使えません。
- ・休み時間は決められたところ以外でのサッカーはできません。
- ・シュートゲーム（ゴールを1つ使うだけのミニゲーム）で使ってよいゴール

優先学年 1・2・3年生：子ども園側	4・5・6年生：プール側
--------------------	--------------

- ・まわりの安全を考えて、サッカーボールを使いましょう。
- ・野球とソフトボールは、運動場や中庭ではできません。

③ 中庭について

- ・職員室のベランダに使用禁止の青い旗が出ている時は、中庭は使えません。
- ・ボールを使って遊べません。
- ・安全を考えて、危険な遊びはしません。（おにごっこなど）

④ 学年棟について

- ・帰りに他の学年の友だちを待つときは、学年棟の外で待ちます。
- ・同じ学年の友だちを待つときは学年教室の前で待ちます。

3. 持ち物について

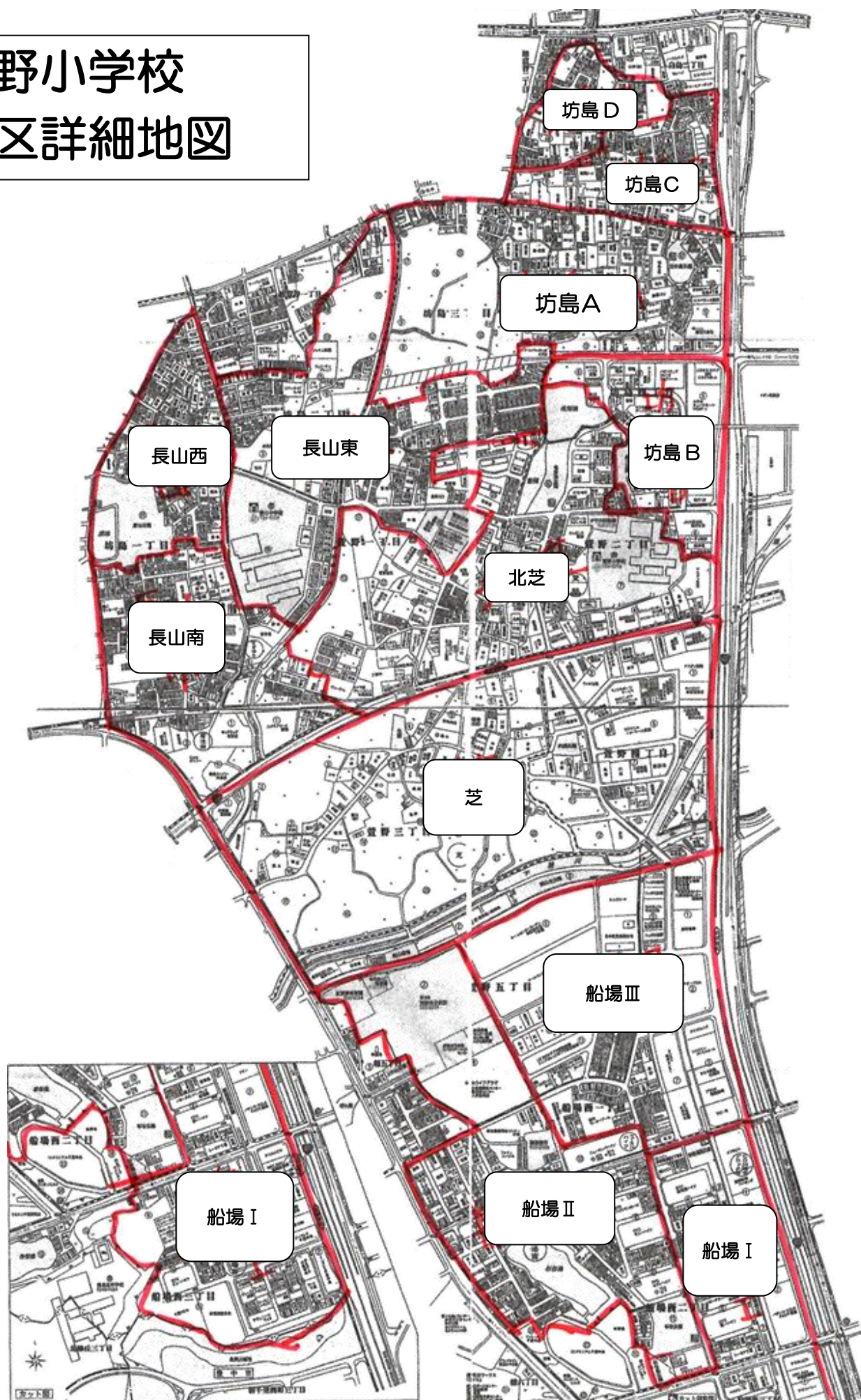
○学習に関係ないものは、持ってこないようにしましょう。

※携帯電話の持ち込みが必要な場合は、学校にご相談ください。

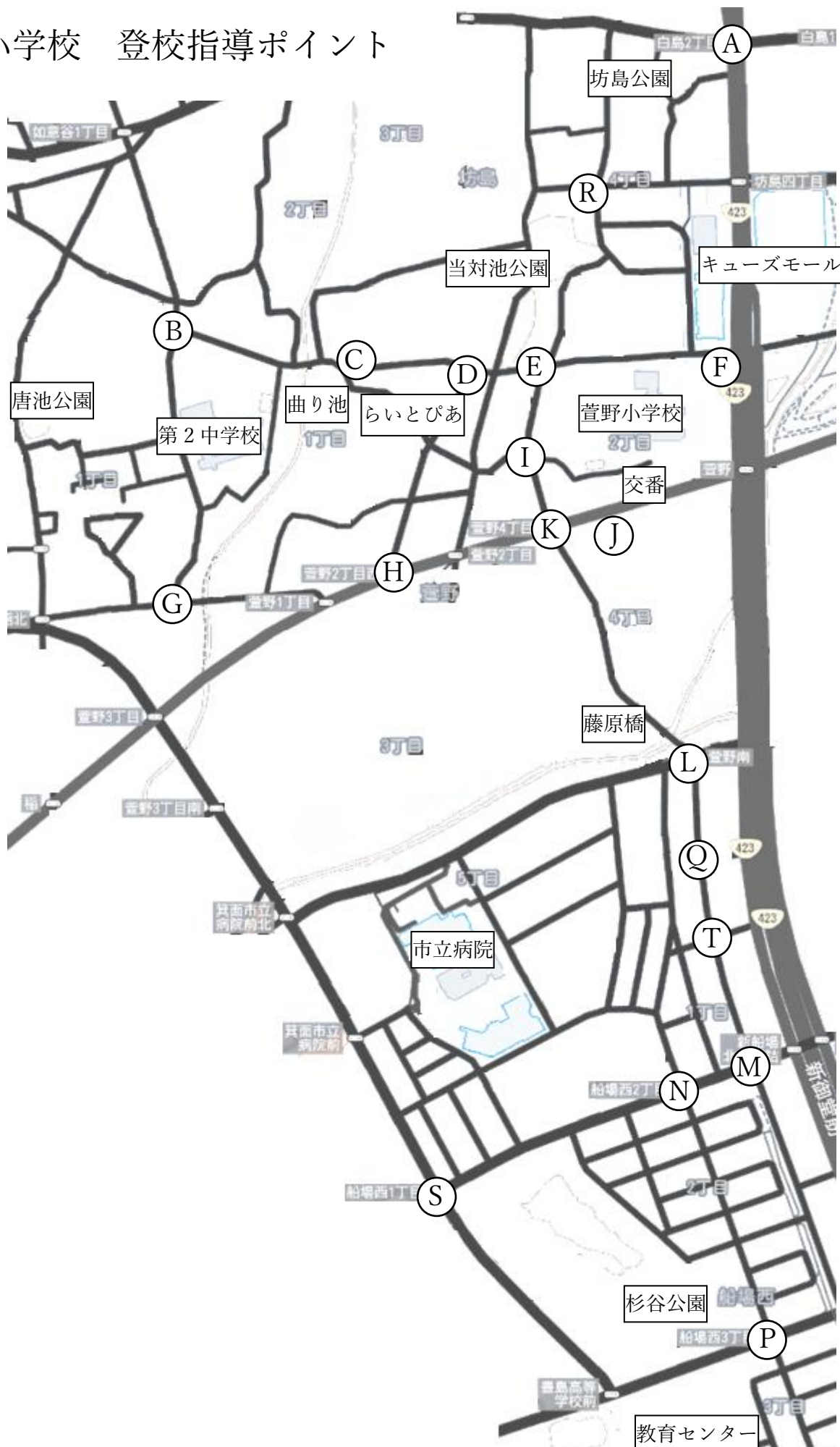
4. 放課後について

- ① 学童保育以外の方は、原則として校内に残らず、近所の友だちとすみやかに下校しましょう。
- ② 補習（宿題はふくみません）や行事の準備など先生の許可をもらっている人は、残って活動をしてよいです。ただし、家庭への事前の連絡や先生の監督が必要です。
- ③ 校内で活動をしている保護者を待つ場合は、保護者の目が届くところで残ってよいです。
- ④ グラウンドやハッピールームに監督者がいる放課後の開放事業では、遊んだり学習（宿題ふくむ）をしたりしてよいです。学級のボールは使いません。
中庭は先生などの監督者がいれば遊んでよいです。
- ⑤ 憩いの広場でボランティアをふくむ監督者がいる場合は宿題などの学習をしてよいです。
- ⑥ 教室外でタブレットは使いません。（憩いの広場で連絡帳の確認はよいです。）

萱野小学校 地区詳細地図



萱野小学校 登校指導ポイント



PCT活動・企画

●PCTって??

P	parents	(親)
C	children	(子どもたち)
	community	(地域社会)
	create	(創造する)
	confirm	(確かめる・決定)
T	teacher	(先生)

子ども達(C)を中心に、私たち保護者(P)と先生(T)が地域の方々と共に子ども達を育てる環境を創ることが今後のPTA活動の取り組みとして大事な方向性になると思います。

移りゆく今の環境だからこそ、PCT活動で私たち保護者が子ども達になにを残せるか一緒に考え、体験させてあげる場所です。

●PCTの活動って??

『本物に触れる』 『物より思い出を』 『感動』

専門的な講師の方をお招きして日常の授業の中では体験できないような時間を計画し、総合学習の一環として行います。
年間で各学年1回(6年生のみ2回)時間を設けています。

【2023年度のPCT】

- ・ダンス教室
- ・サイエンスショー
- ・移動昆虫館
- ・ポッチャ
- ・キンボール
- ・花園近鉄ライナーズラグビー体験
- ・プロの和太鼓チームによる和太鼓 体験・公演

【2024年度のPCT】

- ・車椅子バレー
- ・手話体験
- ・バスフィールドワーク
- ・JAL折り紙飛行機
- ・ラウンドネット
- ・大阪エヴェッサバスケットボール

～【つくってあそぼう！かやのキッズ！】とは～



校区青少年を守る会が中心となり、地域と学校との共催による活動です。

年2回土曜日の午前中に季節の行事や工作などを行います。

《2025年度の例》

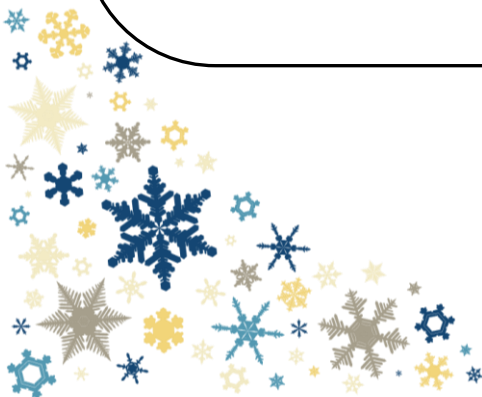
●1学期・・・ピザトースト、七夕飾り、折り紙を使った工作

守る会のかたが、本物の大きな笹の葉を山から取って来てくださり、大きな笹に短冊や折り紙で作った織姫・彦星などの飾りつけをして昇降口に飾ります。ピザトーストも美味しくて好評です！

●3学期・・・焼き芋、マジックスクリーン

守る会のかたが、美味しいお芋を用意してくださり、みんなで出来立ての焼き芋を食べました。マジックスクリーンは、線だけのイラストを引っ張り出すと綺麗な色がつくという不思議な仕掛け。驚きと仕組みを知った子どもたちはとても楽しそうに作ったものを見せ合いっこしていました。

毎回たくさんの地域みなさんとPTAのみなさんのご協力で成り立ち、校区の方たちと子どもたちの交流の場として位置づいています。



～来校時の『名札』携帯について～

萱野小学校では、保護者の皆様が来校されるときには『名札』を携帯していただくことになっております。恐れ入りますが、来校時には下記の内容をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

1. 『名札』について

- ①全PTA会員は萱野小学校に来校時、短時間の来校であっても、必ず『名札』を見えるように携帯してください。
携帯のない場合は、警備員よりお名前等の確認がなされます。
なお、校門は児童登校終了後施錠していますので、警備員の常駐する東側駐車場の門より来校をお願いいたします。
※警備員が不在の場合は、北門か南門におまわりください。
- ②学校行事など1家庭2名以上で一緒に来校する場合は、中学生以上の方は各々で名札の着用をお願いいたします。未就学児は着用不要ですが、目を離されないようお願いいたします。
名札のケースは、新一年生全員に1つ配布しております。足りない分につきましては、各ご家庭でご購入いただきますようお願いいたします。
- ③運動会や学習発表会などの行事では、名札の色で観覧席の入れ替えを行っていますので、ごきょうだいがいらっしゃる方はそれぞれの学年の色が見えるようにケースに入れてください。

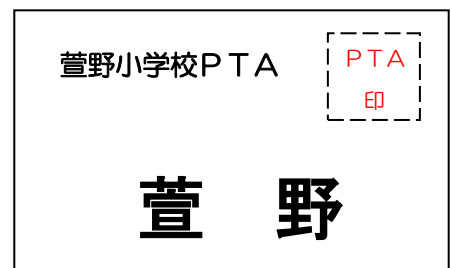
2. 『ちょっとパトロール』カードについて

ケースの裏面に入れて頂き、お買い物などの外出時に常時携帯して目配りしていただきますと長期的な抑止力となりますのでご協力をお願いいたします。

◆名札の記入のしかた

配布した名札に名字を記入してください。
名前は少し太めの黒マジックで記入してください。

【例】



名札は児童1人につき4枚ずつ配布していますが、ご親戚の方の行事参加などで足りない方は、以下のQRコードより申し込みしてください。後日こども便でお渡しさせていただきます。（申し込みからお渡しまでお時間いただく場合がございますので、余裕を持って申し込みをお願いいたします）

申し込みは
こちらからお願いします

